

13 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入れを行っており、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、高齢化の進展、超高額医薬品の保険適用等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、平成 28 年 4 月の国の通知において、「将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組等を進めることが求められる。」と示されています。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、そうではない都道府県に比べて、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止

子どもや障害者等に対する医療費補助は、本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれでは、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費補助を実施する地方自治体に対し、医療機関への安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

平成 30 年度から、未就学児までの減額措置は廃止されましたが、就学児や障害者等を対象とする全ての減額措置を廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参考)

1 広島市国保への一般会計繰入（法定外）の状況

	一般会計繰入額（法定外）
平成 28 年度	16.6 億円
平成 29 年度	9.1 億円
平成 30 年度	6.7 億円
令和元年度	7.8 億円（決算見込）

2 広島市国保と健保組合の比較（平成 29 年度）

	広島市国保	健保組合
65～74 歳の割合	45.7%	3.2%
1 人当たり医療費	41.4 万円	15.8 万円

3 国保県単位化後の広島県及び県内市町の協議状況

（1）令和元年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険連携会議 (県、全 23 市町の担当課長及び国保連)	6 回	<ul style="list-style-type: none">・保険料水準の統一に向けた各市町の取組状況及び激変緩和措置・施策目標の達成に向けた平成 30 年度の取組内容の検証・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等
運営作業部会	2 回	市町事務の効率化、標準化、広域化の推進に向けた取組の整理 等
財務作業部会	3 回	平成 30 年度国保特会決算及び令和元年度保険料水準の統一に向けた取組 等
医療費適正化作業部会	2 回	標準的な保健事業に係る協議 等

(2) 平成 30 年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険広域化等連携会議 (県、全 23 市町の担当課長及び国保連)	5 回	・保険料水準の統一に向けた各市町の取組状況及び激変緩和措置 ・赤字削減・解消計画の策定 ・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等
運営作業部会	2 回	市町事務の効率化、標準化、広域化の推進に向けた取組の整理 等
財務作業部会	3 回	全市町が目指す水準(準統一の保険料率)に向けた取組 等
企画作業部会	2 回	医療費適正化に向けた共通事業・事業規模の整理 等

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差(平成 30 年度)

	金額	市町名	格差
1 人当たり 医療費	最高	486,108 円	1.33 倍
	13 位	415,725 円	
	最小	365,094 円	
1 人当たり 保険料	最高	102,032 円	1.42 倍
	最小	71,739 円	

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	28 年度	29 年度	30 年度
こども医療	34,584 千円	35,971 千円	9,087 千円
重度心身障害者医療	474,809 千円	479,235 千円	492,201 千円
ひとり親家庭等医療	74,709 千円	71,602 千円	59,351 千円
合計	584,102 千円	586,808 千円	560,639 千円